

金歩立制度（坑夫の作業能率に依り規定賃金に據らず各人別に夫々賃金を決定する）に端を發したのであるが、其の裏面には合宿制度の改正に依り打撃を蒙りたる爲會社側に對して反感を有する合宿經營者（舊納屋頭にして總數二十五名あり）の策動ありたりと謂はる。

即ち會社直營合宿所坑夫中二十四名は村上利明、荒津政雄等主謀者を中心に結束し、一月十一日午前十時歩立制度廢止外五項目に亘る要求書を會社の手許に提出し會社當局に取次を依頼し十二日午前六時の一書方線込みより營業に出たのである。

一、要求事項

合宿所會社の手を経て會社當局に提出したる要求書は十二日午前八時支配人の手に渡つた。其の要求事項は左の通りである。

要求事項

- 1 一日より實施の歩立制度を廢止すること
- 2 賃金二割増額
- 3 労働時間を八時間とすること（現在十時間）
- 4 油札（安全燈料）の廢止
- 5 坑内便（ホタ）積込に採炭賃の三割支給のこと
- 6 荷賃棒一本に付二着經支給のこと

二、解決状況

坑夫側の要求に對し會社側に於ては直ちに車役會議を開催し對策協議の上、十二日午後一時より坑内主任等をして坑夫側代表村上利明外二名と接觸せしめたる結果會見二回にして妥協成立せり。

◎ 解決條件

- 1 歩立制度は坑夫全般の希望を參照して決定すること